

平成17年度 内閣府税制改正要望結果

平成17年1月18日

照会先：大臣官房企画調整課 川口企画調整課長 (TEL: 03-3581-4711)
 渡部課長補佐 (TEL: 03-3581-3513)

区分	要望項目	結果	担当者
民間資金等活用事業(PFI)の推進	【創設】PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る特例措置 (固定資産税、都市計画税、不動産取得税)	・PFI事業のうち、公共代替性が強く、民間競合のおそれのないものについて、不動産取得税、固定資産税、都市計画税を軽減(課税標準の1/2)	民間資金等活用事業推進室 松田参事官 (TEL: 03-3581-0264)
防災対策の充実	【延長・拡充】地震防災対策用資産の取得に係る特例措置 (所得税、法人税:延長・拡充) (固定資産税:拡充)	【延長】・大規模地震対策特別法の地震防災対策強化地域(平成14年拡充分)、東南海・南海地震防災対策特別措置法の地震防災対策推進地域を対象とする所得税・法人税の特別償却制度を延長(特別償却率:9/100→8/100) 【拡充】・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法の地震防災対策推進地域を対象地域に追加	政策統括官(防災担当) 上総参事官(地震・火山対策担当) (TEL: 03-3501-5693)
	【創設】長期避難指示等に係る特例措置 (三宅島に係る特例措置) (固定資産税)	・住宅が震災等により滅失・損壊した土地で、やむを得ない事由で住宅用地として使用できず、避難指示等が長期に及ぶ場合は、避難指示等の解除後3年度分の固定資産税等を軽減 ・三宅島噴火災害により滅失・損壊した家屋等の代わりに取得する家屋等に係る固定資産税について、最初の4年間2分の1減額(解除のあった年の翌年から3年を経過する間)	政策統括官(防災担当) 大江参事官(災害復旧・復興担当) (TEL: 03-3501-5191)
	【創設】地震保険及び建物更生共済等に係る保険料・掛金 (所得税、個人住民税)	【検討事項:与党大綱】 ・生損保控除については、制度のあり方について抜本的な見直しを行う。 ・地震保険については、損害保険料控除制度全体の見直しの中で、あり方を検討。	政策統括官(防災担当) 大江参事官(災害復旧・復興担当) (TEL: 03-3501-5191)
	【創設】住宅等の耐震改修工事に係る特例措置 (所得税)	【検討事項:与党大綱】 ・耐震改修税額控除制度については、国・地方を通ずる総合的な施策の一環として、地域の実情に応じた助成金制度のあり方との関係を含め早急に検討。	政策統括官(防災担当) 上総参事官(地震・火山対策担当) (TEL: 03-3501-5693)

区 分	要 望 項 目	結 果	担 当 者
地域再生の推進	【創設】地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置 (所得税、個人住民税)	・ 地域再生法(仮称)の制定に伴い、地域再生に資する事業を行う株式会社への投資(株式の取得)を促進するため、当該株式会社への投資について投資額控除、損失繰延等の税制上の特例措置を講じる。	地域再生推進室 大前企画官 (Tel: 03-5521-6636)
NPO活動の促進	【拡充】認定NPO法人に係る特例措置 (所得税、法人税、相続税、法人住民税、法人事業税)	認定 NPO 法人制度の認定要件等の緩和 ・ パブリック・サポート・テスト(総収入のうち寄附金総額の占める割合が 5 分の 1 以上)について、直前 2 事業年度の平均により算定(各年度は 1/10 以上)。 ・ 共益的活動の制限に係る要件(事業活動のうち共益的な活動の占める割合が 50%未満であること)についての緩和 ・ 運営組織、経理及び事業活動に関する要件についての緩和 ・ 認定 NPO 法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類の簡素化 ・ 寄付金控除の控除対象限度額を総所得金額等の 30%(現行 25%)に引上げ	国民生活局 嶋田市民 活動促進課長 (Tel: 3581-9965)
沖縄科学技術大学院大学(仮称)設立構想の推進	【創設】独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(仮称)に係る特例措置 (所得税、法人税、印紙税、登録免許税、相続税、消費税、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税)	・ 法案の内容に応じて所要の整備を行う。	沖縄振興局 青木総務課長 (Tel: 03-3581-0977)
沖縄の振興	【創設】中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(仮称)に係る沖縄特例措置(所得税、法人税) 【延長】多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域に係る特例措置(事業所税、特別土地保有税)	・ 沖縄の特定中小企業者が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(仮称)に基づき経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除の選択適用を措置 ・ 多極法に規定する振興拠点地域における中核的民間施設に対する資産割に係る事業所税の軽減、特別土地保有税の非課税→延長(事業所税の課税標準:1/2→1/3)	政策統括官(沖縄政策担当) 川野企画官 (Tel: 03-3581-0990)